



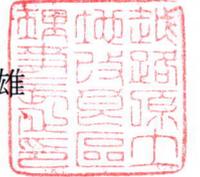
公 告

このたび、長岡市及び小千谷市の一部を受益地域とする県営越路原地区農業用排水施設整備（かんがい排水「集積型」）事業を県営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法第85条の3第4項で準用する同法第85条第6項の規定により、関係事項を記載した書類を下記のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業計画の概要に意見のある者は、同法第85条の3第4項で準用する同法第85条第7項の規定により、令和8年3月25日までにこの公告をした者に意見書を提出することができます。

令和8年2月24日

申請人 長岡市来迎寺4044番地
越路原土地改良区 理事長 田中 藤雄



記

- 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画の概要書
- 縦覧に供する期間
令和8年2月25日から令和8年3月25日まで（20日間）
- 縦覧に供する場所
新潟県長岡地域振興局農林振興部ウェブサイト
- 意見書の提出の方法
次のいずれかの方法によってください。
 - 申請人の事務所に郵送する。
 - 申請人の事務所に持参する。
 - 次の電話番号にファクシミリで送付する。（0258-94-5544）
 - 次の電子メールアドレスに送信する。
（kosiharadokai@ruby.plala.or.jp）
- その他

県は、計画を決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域振興局等において閲覧等により公表します。申請人や県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。

なお、公表の際には住所氏名は公表されません。